

(記 載 例)

令和5年3月10日

(派遣元事業所名)
株式会社〇〇 御中

(派遣先事業所名)
△△株式会社
代表取締役 ◇◇ ◇◇

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

△△株式会社 道央工場 石狩市□□町××-××

2 上記事業所の延長後の抵触日

令和8年4月1日